

## 改正専利法及びその実施細則に伴う審査業務処理の経過措置に関する弁法

**第1条** 改正後の専利法の規定は、出願日が2021年6月1日以降(当該日を含む、以下同じ)の専利出願及び当該専利出願により付与された専利権に適用される。出願日が2021年6月1日まで(当該日を含まない)の専利出願及びその専利出願により付与された専利権には、改正前の専利法の規定を適用する。ただし、本弁法の以下の各条の特別規定がある場合は除く。

出願日が2024年1月20日以降(当該日を含む、以下同じ)の専利出願及び当該専利出願に付与された専利権には改正後の専利法実施細則の規定を適用する。出願日が2024年1月20日まで(当該日を含まない)の専利出願及びその専利出願に付与された専利権には改正前の専利法実施細則の規定を適用する。ただし、本弁法の以下の各条の特別規定がある場合は除く。

別途規定がある場合を除き、本弁法にいう出願日は専利法第28条に規定される出願日をいう。

**第2条** 2024年1月20日より、専利法第18条第1項の規定に従い専利代理機構に委託し中国で専利を出願し、その他の専利事務を行う出願人又は専利権者は、改正後の専利法実施細則第18条の規定を適用し、関連業務を自ら行うことができる。

**第3条** 2024年1月20日より、出願人は、改正後の専利法実施細則第36条、第37条の規定に基づき、優先権の回復、優先権の追加又は訂正を請求することができる。

**第4条** 最初の提出日が2024年1月20日以降の場合、出願人は、改正後の専利法実施細則第45条の規定に従い、先の出願書類を援用する方式で書類を補充することができる。

**第5条** 分割出願の提出日が2024年1月20日以降である場合、出願人は、改正後の専利法実施細則第49条の規定に従い、関連副本を提出する必要はない。

**第6条** 出願人は、移行日が2024年1月20日以降の発明、実用新案の国際出願について、改正後の専利法実施細則第121条の規定に従い中国国家段階移行手続を行う。

出願人は、移行日より2か月の期限満了日が2024年1月20日以降である場合、改正後の専利法実施細則第128条の規定に従い優先権の回復を請求することができる。

**第7条** 2024年1月20日より、国務院専利行政部門が電子形式で送達する各種文書の送達日は、改正後の専利法実施細則第4条の規定を適用する。

**第8条** 2024年1月20日より、国務院専利行政部門は、改正後の専利法実施細則第9

条に規定される期限に基づき出願人に秘密保持審査通知を発行し、秘密保持が必要かどうかを決定する。

**第 9 条** 2021 年 6 月 1 日より、国務院專利行政部門は、專利法第 20 条第 1 項の規定に基づき、初歩的審査、実体審査及び復審手続における專利出願を審査する。

2024 年 1 月 20 日より、国務院專利行政部門は、改正後の專利法実施細則第 50 条、第 59 条、第 67 条の規定に基づき、改正後の專利法実施細則第 11 条を適用し初歩的審査、実体審査、復審手続で專利出願を審査する。

2024 年 1 月 20 日より、請求人が改正後の專利法実施細則第 11 条の規定に適合しないことを理由に、国務院專利行政部門が公告登録した專利権について無効宣告を請求した場合、国務院專利行政部門は、改正後の專利法実施細則第 69 条の規定を適用し審査する。

**第 10 条** 2024 年 1 月 20 日より、国務院專利行政部門は、出願人が專利法第 2 条第 4 項に基づき提出した、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の部分意匠專利出願について、改正後の專利法実施細則第 30 条、第 31 条を適用し審査する。

**第 11 条** 2024 年 1 月 20 日より、国務院專利行政部門は、出願人が 2021 年 6 月 1 日以降の專利出願は專利法第 24 条第 1 項の規定する情状があると提出した関連請求に対し、改正後の專利法実施細則第 3 条第 4 項を適用し審査する。

**第 12 条** 2024 年 1 月 20 日より、国務院專利行政部門は、出願人が專利法第 29 条第 2 項に基づき提出した、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の意匠專利出願について、改正後の專利法実施細則第 35 条を適用し審査する。

**第 13 条** 2021 年 6 月 1 日より公告登録された発明專利について、專利権者が專利法第 42 条第 2 項に基づき、專利権の登録公告の日より 3 か月以内に專利権期間補償請求を提出し、関連費用を納付した場合、国務院專利行政部門は、2024 年 1 月 20 日より改正後の專利法実施細則第 77 条から第 79 条、第 84 条を適用し審査する。

專利権者が 2021 年 6 月 1 日より、專利法第 42 条第 3 項に基づき、新薬上場許可請求の承認日より 3 か月以内に專利権期間補償請求を提出し、関連費用を納付した場合、国務院專利行政部門は、2024 年 1 月 20 日より改正後の專利法実施細則第 80 条から第 84 条を適用し審査する。

前記請求の関連專利権が 2024 年 1 月 20 日までに期間満了し、国務院專利行政部門が審査を経て補償条件に適合すると認めた場合、補償期間付与を決定し、補償期間は原專利権の期間満了日より計算する。

專利権者が料金基準の公示前に、專利法第 42 条第 2 項、第 3 項に基づき專利権期間補償請求を提出した場合、料金基準の公示後、国務院專利行政部門が指定する期限に基

づき本条でいう関連費用を納付することができる。

**第 14 条** 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、専利権者が 2021 年 6 月 1 日より専利法第 50 条第 1 項に基づきその専利実施開放許諾で提出した陳述について、改正後の専利法実施細則第 85 条から第 88 条を適用し審査する。

**第 15 条** 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、改正後の専利法実施細則第 106 条の規定に基づき専利出願と専利権に関する事項を登記し、改正後の専利法実施細則第 107 条の規定を適用し専利公報を発行し、関連内容を公表又は公告する。

**第 16 条** 2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、出願日が 2022 年 5 月 5 日以降の意匠国際出願について、改正後の専利法実施細則第 136 条から第 144 条を適用し審査する。

**第 17 条** 本弁法は 2024 年 1 月 20 日より施行する。2023 年 1 月 11 日より施行された「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」(国家知識産権局第 500 号公告)、「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」(国家知識産権局第 511 号公告)は同時に廃止する。

本弁法は、専利法及びその実施細則と専利審査業務処理に関する条項の経過時の適用にのみを対象とする。

出所: 国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art\\_74\\_189199.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_74_189199.html)

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェットロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保証するものではないことを予めご了承下さい。